

関西大学社会空間情報科学研究センター内規

制定 平成28年 3月23日

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）規程第5条の規定に基づき、関西大学社会空間情報科学研究センター（以下「社会空間情報科学研究センター」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 社会空間情報科学研究センターは、学外機関の支援を得て、国内外の研究機関との共同研究を推進する。特に、社会空間情報を正確かつ柔軟に取得する計測技術に関して深く研究する。そして、この技術を多様な分野に適用して新たな気づきとなる社会空間情報サービスを開発する。また、研究成果を広く普及させるため、社会空間情報の効率的な運用ルールと標準規約の確立の方策について産学官と連携して、社会貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 社会空間情報科学研究センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトの学術研究調査及びその成果の発表
- (2) 共同研究プロジェクトの学術研究成果の普及及び促進
- (3) 若手研究者の育成
- (4) その他、社会空間情報科学研究センターが必要と認める事業

(構 成)

第4条 社会空間情報科学研究センターに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 若干名
- (3) センター研究員

(センター長)

第5条 センター長は、社会空間情報科学研究センターを統括し、代表する。

- 2 センター長は、機構長がセンター研究員のうちから、機構研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、社会空間情報科学研究センターの運営に関してセンター長を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長がセンター研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、センター長の任期内とし、再任を妨げない。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、社会空間情報科学研究センターの研究に従事する。

2 センター研究員は、機構長が本学専任教育職員、特別契約教授、連携大学院客員教授、連携大学院客員准教授、客員教授、特別任命教育職員又は特別任用教育職員のうちから、機構運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

3 センター研究員の任期は、原則として5年とし、再任を妨げない。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、社会空間情報科学研究センターの研究に携わり、かつ、社会空間情報科学研究センター研究に関連する分野での業績が認められる者で、他大学、国公私立研究機関、企業等に所属する者のうちからセンター研究員が推薦し、運営会議の議を経て、センター長が研究活動に参加することを許可する。

2 センター客員研究員の任期は、原則として1年以内とする。ただし、センター研究員から申出がある場合、センター長は、運営会議の議を経て、任期を更新することができる。

(センター非常勤研究員)

第9条 センター非常勤研究員は、社会空間情報科学研究センターにおける研究に携わり、かつ、博士の学位を有し、社会空間情報科学研究センター研究に関連する分野での業績を有する者、又は前掲の者に相当すると認められる業績を有する者で、研究機関等に所属していない者のうちからセンター研究員が推薦し、運営会議の議を経て、センター長が研究活動に参加することを許可する。

2 センター非常勤研究員の任期は、原則として1年以内とする。ただし、センター研究員から申出がある場合、センター長は、運営会議の議を経て、任期を更新することができる。

(センター準研究員(後期))

第10条 大学院博士課程後期課程に在籍する大学院学生をセンター準研究員(後期)とし、センター研究員が推薦し、運営会議の議を経て、センター長が研究活動に参加することを許可する。

2 センター準研究員(後期)の任期は、原則として1年以内とする。ただし、センター研究員から申出がある場合、センター長は、運営会議の議を経て、初回任用日から起算して3年を超えない範囲で任期を更新することができる。

(センター準研究員(前期))

第11条 大学院博士課程前期課程に在籍する大学院学生をセンター準研究員(前期)とし、センター研究員が推薦し、運営会議の議を経て、センター長が研究活動に参加することを許可する。

2 センター準研究員(前期)の任期は、原則として1年以内とする。ただし、センター研究員から申出がある場合、センター長は、運営会議の議を経て、初回任用日から起算して2年を超えない範囲で任期を更新することができる。

(研究期間)

第12条 社会空間情報科学研究センターの研究期間は、原則として10年とする。

(運営会議)

第13条 社会空間情報科学研究センターに運営会議を置く。

2 運営会議は、次の職員で構成する。

(1) センター長 1名

(2) 副センター長 若干名

(3) センター研究員

3 議長は、センター長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて、学内外学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

第14条 運営会議は、センター長が招集する。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 社会空間情報科学研究センターの運営に関する事項

(2) 第3条各号に掲げる事業に関する事項

(3) その他社会空間情報科学研究センターに関する重要事項

3 センター長は、運営会議の審議決定事項のうち、人事に関する事項及び社会空間情報科学研究センターに関する重要な事項について、機構に報告するものとする。

4 運営会議は、構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(事務)

第15条 社会空間情報科学研究センターに関する事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

(内規の改廃)

第16条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、機構研究員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、2021年4月1日から施行する。